特別講演３：株券電子化の実務検討について

証券保管振替機構　企画部長　齊藤　宗孝氏

〇はじめに

証券保管振替機構の齊藤です。本日は、株券電子化の実務検討についてお話をさせていただきます。

弊社では現在、株券電子化小委員会というものを立ち上げていまして、本年３月に制度要綱を策定することを目標に、検討をお願いしています。小委員会のメンバーとしては、口座管理機関になられる銀行、証券会社をはじめとして、発行会社の方、名義書換代理人の方、それから証券取引所等の証券インフラの担い手の方々に委員をお願いしています。そのほかに金融庁、法務省といった関係当局の方や、関係各業態を代表する団体の方にもオブザーバーとして御参加いただいています。言わば、株券電子化に直接深く関係する方々が一堂に会して議論をしていただいているということです。

ちょうど昨年の株主総会直前の時期に小委員会を立ち上げ、今年度中には制度要綱をまとめてほしいという、とんでもないスケジュールで検討をお願いしました。極めて短期間に、かつ、多岐にわたる問題を検討していただいています。皆さんそれぞれ非常にお忙しい方ばかりですが、相当な労力を割いていただいていると思います。そういう意味で、最初にこの小委員会のメンバーの方々にはこの場をお借りいたしまして、御礼を申し上げるとともに、３月までもうしばらくの間ですが、引き続き御協力をお願いしたいと思っています。

株券電子化小委員会設置までの経緯や政省令に関する事項の中身については、本日の午前中に弊社常務取締役の大前や金融庁の小滝企画官から詳しいお話があったので、できるだけそのあたりとは重複をしないように留意しながら、今日は制度要綱の予告編ともいうべきお話をさせていただきます。資料に入ります前に、今日、私が皆様方にお伝えしたい大事なことを、まとめてお話ししたいと思います。

まず、我々が小委員会で検討するに当たっての柱としていることが一つあります。それは株主管理というものを全体的に合理化したいということです。小委員会に先立って行われました政省令検討会においても、発行会社の方々から、株主管理というものは非常にコストがかかってしょうがない、これを何とかしたいという声が寄せられておりました。株券のペーパーレス化をやるわけですが、株券だけがなくなって、ペーパーレスになって、

それだけでよいのかということです。昨日、当フォーラムの開始に当たって御挨拶をされた日本経済団体連合会の金融制度委員会資本市場部会の部会長でいらっしゃる島崎様から、株券がなくなることによって生じる経済効果は1,000億以上ではないかと言われているというお話がありました。それはそれで非常に大きな金額ですが、株主管理事務については、金融機関はいろんな手続き等をしています。それから発行会社の代理人である名義書換代理人もいろいろ細かい実務をしているわけです。そのあたり、いろんなところで現行実務を徹底的に洗って合理化できるところはないのでしょうか。すなわち、今回の株券電子化を単なる証券制度の改革にとどまらせることなく、そういった発行会社も含めたすべての市場関係者にとって意味ある改革にしたいというのが私どもの小委員会の検討の柱であるということです。

その結果として、一つには振替機関にデータセンターというものを作ろう、ということになりました。すべての株主情報をそこに集約して一元管理をする。これによって、例えば名寄せは、１人、例えば齊藤なにがしというものにとっての名寄せは１回で済むという話は先ほど金融庁の小滝企画官がされたとおりです。また、漢字という日本独特の問題がありますが、そういったものを含む株主情報をすべてデータ化して送受信できるようになるとすると、総株主通知、個別株主通知、それから発行会社の情提供請求というものもすべてコンピュータ化されていくので、正確かつ迅速な情報提供ができるのではないか、といったことです。

ただ、そのためには、送る情報というものがある程度標準化されていなくてはならないということです。具体的には後ほどお話をしますが、外字などです。例えば「齊藤」の「齊」もいろんな「サイ」がありますが、どの「サイ」を使うか、などです。これなどはまだ、ＪＩＳ規格内の文字から何を選ぶかだけの問題ですから簡単ですが、「高橋さん」の「高」が「髙」であるとか、「〇〇琢磨」さんの「琢」に点が付いているとか付いていないとか、そういったことで、それぞれ各社は外字というものをお持ちになっています。それがデータセンターにどんどん入ってくれば、データセンターのコンピュータで読めない字がたくさん出てきます。そういったものをすべて標準化して、この規格の中での文字に置き換えてくださいというような標準化が必要になるということです。このあたりがたぶん口座管理機関のシステム対応にとっては比較的重い問題かと思っています。

もう一つのポイントは株券がなくなることによって大きく変わる事務が二つあります。一つは、これも小滝企画官に話していただきましたので、私はあまり詳しく申し上げませ

んが、外国人保有制限銘柄の扱いです。今は株券があることを前提にして皆さん名義書換代理人のカウンターに我先にと名義書換に行かれていますが、株券がなくなったらどうするか、という問題が一つです。もう一つは銀行の担保業務です。現在、銀行がお客様から株券を担保をお取りになるときは、例えば支店の応接室に株券をドンと積んでいただいて、その横で契約書をお書きになっていると思います。ただ、今度は目の前にドンと積んでいただく株券がなくなってしまうわけです。どういうことになるかというと、振替機関のコンピュータ上で渡し方であるお客様からの指図によって振替が行われます。そうすると、銀行内のシステムで振替機関と繋がっているところ、たぶん本店のＣＰＵになるのでしょうが、そこにその情報が伝わりますが、融資を実行する支店には直ちにはその情報は行きません。行内で、その情報を伝達する仕組みを構築する必要があります。ですから、銀行の担保実務というものは、今までは各支店において独立した形である程度行われていたと思いますが、今度は本店によって管理されて、その本店が受け取った情報をどうやって当該支店に間違いなく送っていくのか、ということになりますので、これは銀行にとっては全支店の実務を根っこから見直していただく必要が生じてまいります。

そういう意味で、このあと全国銀行協会の大野様からそのあたりについてお話があると思いますが、これらの課題は、銀行にとって、一つはカストディ業務、もう一つは銀行の本来業務ということですから非常に影響が大きいです。本日はこのあたりについても資料を用いながらごく簡単に御説明をいたします。

○新制度開始の目標時期

株券電子化の制度要綱は先ほどお話ししたように、本年３月の策定を目途としていますが、それで検討がおしまいということではありません。この後、具体的な事務の詳細を決めてシステム開発をして、いったいいつからこの制度が始まるのかというのは皆さん最も関心があることだと思います。

単刀直入に申し上げますと、弊社の事務方としては、2009 年（平成 21 年）の１月、年初からを想定しています。法律で定められている施行期限は 2009 年の６月ですが、これだけの大きなシステム改造ですからある程度の連続した休日が必要です。では、６月の直前の５月の大型連休を新制度開始に使えるかと言いますと、これは大部分の発行会社にとって株主総会前の非常に忙しい時期ですから、やめていただきたい、ということだと思います。となると、その前の大型連休としては、年末年始しかないということになりま

す。そういう意味では、皆さん方には2008年の年末から2009年の年始にかけて御出勤をお願いしなければいけないということになります。すなわち、正式には今後、しかるべき時期に政令で実施日が定められるわけですが、当初法律で定められていた期限というものが実質半年間前倒しで実施される可能性が高いということです。

証券保管振替機構としては、このところずっと、毎年、毎年、皆さん方にはシステム開発の負担をおかけしており、本当に心苦しい限りではありますが、我々の立場としては、法令で定められた期限を守りながら新しいインフラを提供していかなければならないという責務を負っています。そういう意味で、非常に心苦しいのですが、私どもとしては、皆さん方にその期限を守って御対応してくださいというふうにお願い申し上げざるを得ないということです。やや乱暴ですが、分かりやすく申し上げると、「対応が整わない方を待つことはいたしません」ということです。「ついて来れない者はついて来るな」というと、大変失礼な言い方になりますが、弊社としては、かかる事情を抱えてシステム開発をしていますので、もし、御自分で期限までに御対応できない場合は、例えば間接口座管理機関になるとか、計算会社に業務委託していただくとか、いろいろ方法はあると思いますので、皆さん必ず期限を守って御対応くださいということを、最初にお願いしておきたいと思います。

○階層構造と振替口座簿（１ページ）

非常に前置きが長くなって恐縮ですが、ここから資料に添ってお話をします。

新しい振替制度において株券というものがなくなり、今度は、株主権はどこに記録されるのだということですが、これは振替口座簿に記録をされるということになりますから、最初に、振替口座簿の機能と仕組みについて少しお話をします。これまでは株券を占有している人が、その財産権を持っていたわけです。市場で売れば、それがお金になる。もしくはこれを名義書換代理人に持参して、株主名簿の名義を書き換えてもらいます。もしくは保管振替機構に預託をしている方については実質株主報告ということで会社に対して株主であることを主張するというような仕組みでした。

新しい制度では株券というものがなくなりまして、資料の１ページに書かれている振替口座簿というものに記録されていきます。資料の真ん中に甲証券がありますが、そこに取引のある顧客Ｂという方は甲証券にある顧客Ｂの口座の保有口に自分の残高が記帳された瞬間に株主権が定まるということになります。甲証券が自分で保有している株券もあり

ますが、それは自分の社内帳簿に記帳したときに株主権が定まるのではなくて、甲の上位機関である振替機関に設けられた甲証券の口座の自己口に残高が記帳されたときにその自己分についての株主権が定まるということです。このあたりはやや間違えやすいところですので、お気を付けいただければと思います。

資料の図に自己口、顧客口というふうに書かれています。これが今までとは異なる新しい口座残高管理の仕方ということになります。現在、保管振替機構にある証券会社の口座にはいろいろな区分口座がありますが、一般的なものは００（ゼロゼロ）口座というものです。いわゆる「全目的口座」と呼ばれているもので、取引所取引の決済にも使うし、自己分の残高も入っているし、お客様の分の残高も入っているというような使い方をしている口座ですが、今度の新しい法律においては自己の分と顧客の分は分別して管理をしなさいということが徹底されますので、いわゆる００（ゼロゼロ）口座のようなものは今後、持てなくなります。ということで、最低自己口、顧客口に分けていただくことが必要になります。

甲証券は振替機関に直接ぶら下がっていますので、これを直接口座管理機関、それから甲証券にまたぶら下がっている乙証券がありますが、これを間接口座管理機関と言います。社債等の振替制度と同じように多階層の構造が株式の振替制度でも実現するということです。そして、このような各口座管理機関、それから取引所のような直接的な機構加入者の残高がすべて集まりまして、振替機関では発行済株式総数と同じ株式が記録をされるというイメージになるわけです。これが、言わば株主権の静的な状態です。

○略式質に係る振替のイメージ（２ページ）

これに対して、譲渡などによって株主権が移動するという場合の振替の制度はどう変わっていくのかということが資料の２ページ目です。新しい振替の仕組みにおいても、現行の仕組みがもともと保振に入っている株券については残高の移動だけですから、今度もいわゆる残高の移動ということで、振替のやり方はそれほど変わるわけではありません。ただ、情報の伝達方法が変わるという部分と、法律で新しい定めがなされていることに対応して変わる部分という二つの変化があります。

一つの大きな変化は、情報の伝達のやり方です。冒頭にも申し上げましたように、資料の図でいうと左の方に太い点線があって「加入者情報の登録」と書いてあります。これは何を言っているかというと、株主の住所、氏名等の漢字データも含めて振替機関のデータ

センターに一括管理をしていくという部分です。このあたりは現在ですと、実質株主報告がなされるときに保振を通さずに直接、発行会社、名義書換代理人に、実質株主票というものを送っていらっしゃると思いますが、今回はそれを廃止して、住所、氏名等の漢字情報も保有株式数のデータと同じように振替機関を通じて発行会社にお届けするということを考えています。これが一つ変わる部分です。

それからもう一つは、新法の規定に対応して変わる部分ですが、その例としては、ここに記載してある略式質の場合の振替です。今度の新しい制度で株式の質入れがどのようにして効力が発生するかと言うと、質権者の口座に、質権設定者、ここでは顧客Ａという本来の株主ですが、その方の氏名、住所等を記録することによって効力が生じるとされています。ただ、実務上は帳簿に漢字をダラダラと書いてもしようがないということですから、データセンターで管理をしています顧客ＡならＡの漢字データを書く代わりに加入者口座コードを書き入れるということで対応したいと考えています。

顧客Ａが直近上位機関である甲証券に質入れをするというときには、甲証券の中にある顧客Ａの保有口から、甲証券の上位機関である振替機関に設けられた甲証券の自己口の中の質権口というところに振替が行われて、１階層上がるということになります。この加入者口座コードを振替データに載せていくというのは、仮に転質が行われた場合でも同じです。顧客Ａの情報、本来の株主は誰か、その口座はどこにあるかという情報が点々と伝わっていくことで、顧客Ａの株主権の管理が行われていくことになります。これが略式質の場合です。

では譲渡担保の場合はどうかというと、譲渡担保についても本来の株主は誰か、という制度が用意をされています。特別株主の制度です。この場合には、振替口座簿にその人のデータを置くのではなくて、管理帳簿を設けていただき、やはりそこに加入者口座コードを記録していっていただきます。この場合でも振替指図の中に加入者口座コードが点々と伝えられていく仕組みを考えています。

○総株主通知のイメージ（３ページ）

今、株主権がどのように定まっていくのかというようなことをお話ししましたが、その定まった株主権を今度は発行会社の方にどうやって伝えていくのかということを示したものが資料３ページの図です。右側の方に株主数の情報の通知であるとか、証券会社からの報告といった矢印が出ていますが、この部分は今でいう実質株主報告とまったく同じ

ようなイメージです。今度はこの矢印とともに左側の矢印があるように、何回も繰り返して申し上げていますが、株主の住所、氏名という株主情報も振替機関から発行会社に対してデータ送信されるということです。振替機関から発行会社に対して情報が送られていく際には、名寄せというものが行われます。いろんな証券会社でお取引をなさっている方はいろんな加入者口座コードをお持ちですが、その加入者口座コードが発行会社に行くのではなく、名寄せの結果、新しい株主等照会コードという、例えば齊藤なにがしであれば、齊藤なにがしに対して名義書換代理人、新しい法制度では株主名簿管理人という呼び方に変わりますが、いわゆるＴＡごとに一つの番号が振られて、これが発行会社に送られていくことになります。

それから、総株主通知の事務フローも改善をしていきたいと思っています。いわゆる紙ベースでのデータ授受がなくなることによって、基準日から総株主通知までの日程が短縮できるのではないかと考えています。現在の実質株主通知では６日間の猶予を頂戴しているところですが、今度の総株主通知では基準日から３日後には総株主通知を発行会社に上げていくことができないかということで、フローを検討しています。具体例を挙げますと、3月 31 日現在のデータについては４月３日に発行会社に情報が行くというようなフローを確立したいということで検討を進めているところです。

発行会社と株主の間の情報のやり取りとしては、このほかに個別株主通知というものがあります。先ほど申し上げたように、今度の新しい法制度では、振替口座簿にその方の残高が記帳された瞬間に株主権が定まるということですから、その瞬間にその方は株主になります。名義書換がなされる前に、その時点で株主になるのです。ですから、少数株主権の行使等に必要な期間の算定も、その日から始まるということになります。それで条件が満たされれば、その株主が手を挙げれば少数株主権を行使できます。その場合にも、株主から口座管理機関を通じて、さらには振替機関を通じて、発行会社にデータの形で申請が上がっていくことになります。

今度は逆に、発行会社からは自分の株主がどういう状況にあるのかというのを見てみたいというのは、当然、自分の株式を管理しているわけですから、自然な要求です。これについて、一つ、現行の実質株主報告制度の改善といいますか、法律の改良が行われています。今まで私ども保振機構では、原則として法定の基準日でないと実質株主通知は対応していません。ただ、今度は、法定の場合に加えて正当な理由があれば、発行会社が総株主通知を要求できることになりました。何が正当な理由なのかというのは、今後、

口座管理機関や発行会社が話し合いによってガイドラインのようなものを定めていこうということになりますが、そのガイドラインに添っていれば、発行会社はある日現在の自分の株主は誰かを知るために、総株主通知を求めることができます。

もう一つ、株主と名乗る人間が会社に来たが、その人が本当に株主なのかということを調べたいとか､そういう個別の株主の情報を見たいということが要求としてございますが、これが情報提供請求というものです。発行会社がこういった株主がいるかどうか、いた場合には今、何株持っているのか正確に教えてほしいというようなことを、例えば、その方の株主等照会コードが分かっていれば株主等照会コードを使って問い合わせをしていただきます。もしくは株主等照会コードが分からなければ、その方の住所、氏名を教えていただく。そういう形で振替機関の方に請求が来ますと、振替機関はデータセンターの中に貯められている株主情報を検索して、該当する口座管理機関に「こういった情報をお持ちであろうから、この方は今、何株持っているか教えてください」とお願いします。それで口座管理機関の方から「こういったデータです」というものでフィードバックを受けて発行会社に御報告をする、という制度を考えています。

今、情報提供請求については、二つのパターンを考えています。一つは直接口座管理機関の中だけ調べてくれ、いわゆる主な口座管理機関だけ調べてくれというやり方です。もう一つは階層構造の末端まで掘り下げてすべて調べてくれというやり方です。これら二とおりのやり方を考えています。なぜ二とおりのやり方を用意したかというと、階層が下る、上るにしたがって、その間のデータの授受というのは日中オンラインで行われるとは考えにくく、やはり皆さんバッチ処理でデータを授受なさるでしょうから、下の下まで掘り下げて全部調べるにはある程度の日数が必要になるかもしれません。そこで、緊急の場合などには直接口座管理機関だけ調べてくれということもできるようにしたわけです。その場合には、朝方、発行会社から申請があれば、その日のうちにフィードバックをさせていただけないか、もしくは申請の時間帯によっては当日中には間に合わないとしても翌日には御報告できないか、というような事務フローを今、検討しているところです。

○加入者情報に係る授受データの標準化（４ページ）

漢字データを含む加入者の様々な情報をすべて電子化して授受したい、そのためには標準化が必要だ、と申し上げていますが、では、具体的に標準化とは何なのだということを次にお話しします。

まず、漢字を含む文字情報についてデータセンターが使用する文字コード、文字集合を振替機関が指定をさせていただいて、その範囲の中の文字だけしか取り扱いません、外字は扱いませんということを定めたいと思っています。今、具体的に考えております統一文字コードとしてはＵｎｉｃｏｄｅを使うということです。統一文字集合についてはＪＩＳＸ0213、平たく言うとＪＩＳの第４水準ということになります。

ただ、このＪＩＳの第４水準はパソコンレベルでは非常に当たり前の規格ですが、メインフレーム系ではまだそれが当たり前ではないと聞いています。まだ普及途上の仕様であるということだそうでございますので、欄外に赤字の米印で書いてございますが、当面はＪＩＳＸ0208、すなわちＪＩＳの第２水準のことですが、それにプラスアルファした範囲、アルファというのは何かというと、今、想定しているのは人名漢字です。すなわち、当面はＪＩＳＸ0208 プラス人名漢字の範囲としながら、ゆくゆくはＪＩＳＸ0213を標準にしていきたいというのが今の我々の考えです。

○外国人直接保有比率の期中公表のイメージ（５ページ）

もう一つ、お話をしておかなければいけないことがあります。外国人の直接保有比率について期中公表の制度が用意されていますというのは、午前中に、金融庁の小滝企画官からお話があったとおりですが、具体的にどのような仕組みを考えているのかということです。

外国人にとって自分の買った銘柄が何％ぐらいの外人持株比率になっていて、このままでは必ずしも自分は名義書換できないかもしれない、もしくはまだまだ大丈夫だというようなことを投資情報として日々お伝えしたいのです。ですから、毎日、私どものホームページでどうだったかということを銘柄別に公表していきたいと思います。そのために、各口座管理機関から、毎日、自分のところで外国人はこの銘柄を何株持っているのかということを振替機関に御報告いただきたいと考えています。

ただ、「うちの場合は外国人の残高が恒常的にあるのです」ということであれば、資料５ページの右側の例のように、振替機関にある口座に、普通の顧客口座とは別に外国人専用の区分口座を設けていただきます。それでこの区分口座の中にしか外国人はいません、また、この区分口座の中には外国人しかいませんということをお約束いただければ、毎日、報告をいただく必要はありません。自動的に振替機関がその残高を基に算定して公表します。

日次に報告していただく方式、区分口座を設けていただく方式、各口座管理機関の実情に応じてどちらか一方を選択していただける仕組みを作っていきたいと考えています。

〇非預託株券の内訳（６ページ）

以上、制度要綱のエッセンスのエッセンスについて、お話をしてまいりました。ただ、このような新しい制度が順調にスタートできるかどうかは、今の制度から新しい制度への移行が円滑に行われるかどうか、ということにかかっています。これは一つ非常に大きな問題です。

資料６ページの表は、保振機構に未だお預けいただいていない非預託株券がどれほどあるかということを表にしたものです。詳しいお話はこのあと証券決済制度改革推進センターの松永事務局長の方からこのセミナーの最後の特別講演としてお話があると思いますので、中身についてはあまりここではお話をいたしませんが、新制度への移行について私どもが考えていること、感じていることを簡単にお話しします。

表のデータは私どもと証券決済制度改革推進センターで取りまとめた去年 2005 年の３月末時点の数値ですから、やや古いデータです。資料の下の方に参考値として記載してございますが、2005 年末現在で私どもに預託をしていただいていない株数は、やや減りまして、880 億株となっています。

この 880 億株というのはどれぐらいの物量になるのかと言うと、ちょうど１年ぐらい前に、特定口座の税制の期限が一旦、2004 年末でおしまいになるという時期がありました。それで個人を中心に非常に多くの預託がありました。私どもの金庫は毎日、夜遅く 10 時ぐらいまで開いていました。それで証券会社の方に「いや、うちは大変ですよ」と申し上げたら、証券会社の方からは「我々は寝る暇もない」と、お叱りを受けました。名義書換代理人の方々も、大変な数の、しかも定型外であるとか非常に古い時代のものであるとか、様々な株券の精査業務を初めとして、文字どおり寝る暇もないような日々が続いたとお聞きしています。皆さん、必死で対応して、それで 11 月、12 月の期限ギリギリの２か月間で私どもへ預託をされたのは大体120億株ぐらい、月平均にしますと60億株です。皆、寝ないで働いてひと月 60 億株しか処理できないとすれば、この残っている 880 億株というのを処理するのに、いったいどれぐらいの時間がかかるのでしょうか。預託率でみると全体の８割程度は既に実質ペーパーレスになっており、残りの２割をどう移行させるかという説明になるのですが、実は、そのたった２割でも、物量としては相当のものが未だ

預託されず全国各地に存在しているということなのです。

私どもでもいろいろと、特別な、スペシャルな方法は取れないかどうか、ということで知恵を絞っている最中ではあります。しかし、やはり、皆さん方それぞれの現場において一人ひとりが少しずつ楽をすると、最後の最後にとんでもないことが起こりそうだと考えています。逆に、皆さん方一人ひとりが少しずつ今から努力をしていただいて、預託を進めていただければ何とか円滑な処理が進むのではないでしょうか。もちろん、すべての株券が私どもに入ってくる必要はありません。すなわち、特別口座に行きたい方は特別口座に行っていただいて結構であるということです。ただ、特別口座に行きますと、そのままでは他人に譲渡ができません。担保にも入れられませんので、今、銀行がお預りになっている株券が万々が一、特別口座に行ってしまいますと担保としての価値がなくなりますから、その点は十分御注意いただかなくてはなりません。それから、証券会社にとっては特別口座に行く分は保護預り有価証券の減少ということになりますから、そのあたりを各社どうお考えになるのでしょうか。

なお、今から申し上げておきたいのですが、最後の最後になって「うちのだけでもよいから預託させてくれ」という話になっても、保振機構としては、特別の対応はしないつもりです。なぜでしょうか。それは、私どもが、例えば何百人、何千人という人間を採用して何百億株でもよいから持って来てください、という対応をしたら、皆様方もそれに見合うように人員を配置して予算を立てて仕事をしていただかないとならなくなるからです。１年前のあの忙しかった時期の何十倍も仕事をしなければならないというようなことは現実的ではありません。そういう意味で、あえて保振機構としては「特別なことはいたしません。間に合わなければ特別口座へ行ってください。」と、敢えてお話をしています。

冒頭に失礼なことを申し上げて、最後にもまた失礼なことを申し上げて、皆さんからはお叱りを受けそうですが、要は、証券決済制度改革の最後の大きな目玉である株券の電子化を実現するためには、その前に新制度への円滑な移行というものがないと、新しい制度はどんなよい絵を書いたところで、スムーズには動き出さないということです。ですから、あえて皆様方のお叱りを受けるようなことを私としてはお話いたしました。そのあたりを重々お含みおきをいただきまして、皆さん方それぞれで、残る期限、あと３年弱しかございません。システム開発の機関としては、実質１年あるか、１年半あるかというようなところだと思いますが、それまでの間にそれぞれ自分たちが何をしなければならないかと

いうところを、社内で、業界内で、真剣にお考えをいただきたいと思います。

もちろん、私どもとしても、できる限りの御協力はさせていただきたいと思いますし、「制度の説明に来い」ということであれば、社内勉強会、業界の勉強会などにも時間の許す限り出かけてまいりたいと思います。資料の最後に掲載してございますメールアドレスに御要望をお寄せください。私どもを使っていただけるところは存分にお使いいただきながら、皆様方一人ひとりには少しずつ早め早めに頑張って対応していただきながら、是非とも新制度の円滑な実施を図ってまいりたいと存じます。よろしく御理解、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

長時間にわたり御清聴いただきましてありがとうございました。